

翠ペイ誕生記念 第2弾
『翠ペイ de 元気応援キャンペーン』 実施要領

令和6年2月22日

1. 目的

糸魚川市では、2月1日からデジタル地域通貨『翠ペイ』の運用が開始されました。

本事業は、翠ペイの参加店と利用者の一層の拡大を図ることを目的に翠ペイを活用した消費喚起事業として実施いたします。

併せて、1月1日に発生した能登半島地震では、糸魚川市の旅行業、宿泊業、飲食業へのキャンセル等の二次被害も出ていることから、飲食業、宿泊業、旅行業など事業者への消費喚起、誘客促進を図るキャンペーンとして実施します。

2. 事業主体(主催)

本事業は、糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会)が、糸魚川市からプレミアム分の補助金を受けて実施します。

3. 本事業の概要

- (1) 本キャンペーン限定の翠ペイポイントを発行します。ポイントは15%プレミアムとし、本キャンペーンによる翠ペイマネーをチャージする際に15%分のポイントが付与されます。
- (2) 本キャンペーンによる発行総額は6,900万円です。うち、プレミアム分900万円。
- (3) 本キャンペーンによるポイント付与は、アプリ会員(スマホ)限定とします。カード会員(カード型利用者)には付与されません。
- (4) 本キャンペーンによる翠ペイが使える店等は、翠ペイ加盟店のうち、「飲食店」、「旅行業」、「宿泊業」等で本事業に参加申込したお店限定です。参加店一覧は、3月8日以降、翠ペイHPなどに掲載します。
- (5) 本キャンペーンによる購入申込みの上限は、1人3万円(プレミアムポイント込34,500円分)までです。チャージされた金額の総額が発行予定額に達した時点で購入できなくなります。
- (6) 本キャンペーンの実施に当たってはチャージ期間を設けます。チャージ期間が過ぎた場合は購入できなくなりますのでご注意ください。
- (7) 本キャンペーンの実施期間(使用期間)は、令和6年3月15日(金)から令和6年8月31日(土)までです。期間を過ぎたマネー、ポイントは使えなくなりますのでご注意ください。

4. 参加店申込み

(1) 本キャンペーンに参加できる業種等

本キャンペーンに参加できる店等は、次に掲げる業種で、翠ペイ加盟店であり、かつ本キャンペーンの参加申し込みが必要です。

- ① 飲食店、専門料理店、バー、スナック、喫茶店等(販売業は対象となりません。必要に応じて保健所の飲食店営業許可を提出してもらうことがあります)
- ② タクシー、代行運転
- ③ 宿泊業
- ④ 旅行業
- ⑤ その他主催者が適当と認めたもの

(2) 参加店申込み

本キャンペーンに参加を希望する事業者は、(別紙)参加申込書を糸魚川経済団体連絡協議会に提出してください。第一次申込〆切 令和6年2月29日。

翠ペイ加盟店でない場合は、翠ペイ加盟店となった上でお申込みください。

本キャンペーン実施期間中は随時参加できますが、令和6年2月29日までにお申込

みいただいた場合は、本キャンペーン開始時(3月15日)の翠ペイ HP 等に確実に店名が掲載されます。

(3) 参加費

本キャンペーンに参加を希望する場合は、参加費として次の金額を主催者にお支払いください。なお、本キャンペーン参加に必要な経費は、本参加費と翠ペイ手数料のみです。(翠ペイ手数料における取扱手数料は令和7年3月20日までは無料。但し、売掛金振込の場合、糸信以外の金融機関を指定した場合は所定金融機関の振込手数料をご負担いただきます)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ①糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会の会員 | 無料 |
| ②①以外の事業者 | 5,000円(消費税込) |

注)糸魚川経済団体連絡協議会は、免税事業者でありインボイスは発行いたしません。消費税の課税仕入れとする場合は、少額取引または80%税額控除特例をご利用ください。

振込先口座：糸魚川信用組合 本店 (普)0245927

口座名義：糸魚川経済団体連絡協議会(トイカワケイザイダントイレラクキョウカイ)

5. 実施期間

- (1)本キャンペーンの実施期間(使用期間)は、令和6年3月15日(金)から令和6年8月31日(土)までです。

6. 本キャンペーンマネーの購入方法(消費者向け)

- 翠ペイアプリをダウンロードしてください。
- 翠ペイアプリで本キャンペーンを選択して現金をチャージします。現金のチャージは、糸魚川信用組合の本支店(上越支店は除く)または、セブン銀行 ATM でできます。
- チャージする時は、本キャンペーンへのチャージをお間違えないようお願いいたします。誤って通常のチャージにした場合はプレミアムポイントが付与されません。取り消し、返金もできませんのでご注意ください。
- チャージ期間は令和6年4月30日までです。但し、発行予定金額に達した場合は期限内であってもチャージできなくなります。

7. その他

- 本キャンペーンの実施告知は、3月8日発行の糸魚川市おしらせばんにチラシ折込みして全戸配布すると共に、糸魚川市 HP、翠ペイ HP、糸魚川商工会議所 HP などに掲載いたします。
- 本キャンペーンに係る売掛金のメ切日、支払日については、翠ペイの運用規定に則って行われます。
- 翠ペイの更なる普及促進と利用促進にご理解とご協力をお願いいたします。

【主催者、問合せ先】

糸魚川経済団体連絡協議会

糸魚川商工会議所 ☎025-552-1225 糸魚川市寺町 2-8-16

能生商工会 ☎025-566-2244 糸魚川市大字能生 1941-7

青海町商工会 ☎025-562-2352 糸魚川市大字寺地 2153